

浜松市ネーミングライツ導入に関するガイドライン

財務部アセットマネジメント推進課

第 1 総則

1 概要

浜松市では、平成 25 年度より「ネーミングライツ」制度を導入しています。この制度は市有財産を活用することから、対象となる施設等の公共性を損なわず、本来の運用目的に支障を生じさせないように実施しなければなりません。

本ガイドラインは、ネーミングライツの導入について適正な運用を図るため、制度の内容と基本的な取扱いをまとめたものです。

2 定義

ネーミングライツ (naming rights) は、直訳すれば「命名権」です。ここで定義するネーミングライツとは、市と民間事業者等の契約により、民間事業者等が一定期間、市の施設等に「通称」を付与する権利を得る代わりに、市がその対価として契約料等を得る制度です。この契約により、民間事業者等が、施設等の所有権や運営権等、命名権以外の権利を取得するものではありません。なお、この「通称」は、条例上に示された名称とは異なるものとし、通称の付与によって条例上の名称を変更するものではありません。

このガイドラインでは、本市とのネーミングライツ契約により命名権を取得し、スポンサーとなる民間事業者等を「ネーミングライツパートナー」と称します。

第2 ネーミングライツの導入

1 目的

ネーミングライツの導入は、本市の新たな財源を創出し、当該施設の良好な管理運営を維持するとともに、公告活動による施設の知名度向上や、ネーミングライツパートナーの提案する取り組みにより、施設の積極的な活用を促進することを通じて、施設の魅力向上、市民サービス向上、地域貢献及び地域経済活動の活性化に役立てることを目的とします。

2 効果

契約期間中、市は通称を積極的に使用すると共に、関係者に通称の使用を働きかけることとなります。また、契約により市が得た契約料等は、原則、契約の対象となった施設の整備や管理運営等の費用に活用されます。その結果、次のようなメリットが得られます。

①ネーミングライツパートナー

- ・通称に企業名や商品名を付与することにより、広告効果が期待できます。
- ・市の財源になることは市民等へのサービス向上に寄与し、CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）を果たすことにつながります。
- ・施設との協働事業等を行うことで、地域・社会貢献活動をPRでき、イメージアップを図ることができます。

②市民等・市

- ・税収以外の歳入増加により、市民サービスの向上につながります。
- ・ネーミングライツパートナーの広告活動により、施設の知名度等が向上し地域全体のイメージアップや活性化が期待できます。
- ・施設利用率の向上により、安定した施設経営に取り組むことが可能となります。
- ・ネーミングライツパートナーが提案により実施する取組等で、施設の魅力向上、市民サービス向上、地域貢献及び地域経済活動の活性化、施設設置目的の推進につながります。

3 対象施設

対象施設は、スポーツ施設、文化施設、集会施設、公園、道路施設など、不特定多数の市民等が利用する公共施設等及びそれらの部分や施設に附属する設備・工作物等とします。ただし、市役所・区役所等の庁舎、学校、病院等や施設名称の設定に経緯があったもの、または施設の性格上、ネーミングライツの導入施設として適当でないと市が判断するものは、対象外とします。

対象施設で新築・改築や大規模改修工事等を予定している施設所管課は、ネーミン

グライツの積極的な導入を検討します。

4 導入の型式

ネーミングライツを導入する際には、次の2つの型式があります。

① 施設特定型

施設所管課が施設を特定し、ネーミングライツパートナーを募集する方法です。

② 提案型

民間事業者等から施設を指定した提案があった場合は、「浜松市発案・提案型官民連携制度」を活用します。提案型の受付は、随時行っています。

《浜松市発案・提案型官民連携制度》制度担当課：総務部政策法務課経営推進担当
現在実施している又は今後実施する方針を決定している全事業で、民間事業者等の資金、経営能力及び技術的能力を活用した事業発案・提案の募集をしています。当制度は、「浜松市発案・提案型官民連携制度実施要領」に基づき運用します。

5 導入までの流れ

導入までの事務は、主に施設所管課が行います。ここでは基本的な手順を示します。

提案型で、審査・検討の結果、事業化の決定がなされた場合は、その後の手続きは施設特定型の施設選定後からのものと同様になります。手続きのイメージは、巻末の「別紙1 ネーミングライツ導入手続きの基本フロー」を参考としてください。

(1) 施設特定型

- ① 対象施設の選定、導入条件の検討
- ② 市民等への説明会、議会への報告等 ※必要に応じて実施
- ③ 導入条件の決定（施設の特性等を考慮した募集要項の作成）
- ④ ネーミングライツパートナーの募集
- ⑤ 広告審査委員会による導入検討に関する審査
- ⑥ 選定会議による応募内容評価
- ⑦ 優先交渉権者の決定
- ⑧ 関係者及び議会、市民等への報告
- ⑨ ネーミングライツパートナーの決定及び契約締結
- ⑩ 市民等への周知
- ⑪ 通称の使用開始

(2) 提案型

- ① 民間事業者等からの事前相談（官民連携推進窓口）
- ② 提案書の受付
- ③ 施設所管課等による事業化への可能性の検討

- ④ 発案・提案型官民連携制度推進会議による審査
- ⑤ 施設所管課等による事業化の検討
- ⑥ 事業化の決定（市の公式ホームページや報道発表等により公表）
- ⑦ （1）施設特定型②～⑪

提案型の提案の仕方や取り扱いについては浜松市発案・提案型官民連携制度実施要領によるものとしますが、提案の内容については、原則として本ガイドラインに合致するものとします。

6 対象施設の選定

施設所管課は、各施設の利用者数等の広告効果、設置目的や利用状況、市民利用への影響を考慮しながら、ネーミングライツ導入について、積極的に検討します。ネーミングライツの導入による市民等への影響が大きい施設への導入時は、事前に市民等への説明会の開催や、議会への報告を行います。

7 導入条件の決定

施設所管課は、各施設の性格に合わせて導入条件を決定し、募集要項等で示します。

（1）施設ごとに設定する導入条件（主なもの）

- ①通称の条件
- ②契約料の条件（最低金額等）
- ③契約期間
- ④通称を掲示できる看板等の位置、条件等
- ⑤応募資格条件

（2）通称の条件

通称は、民間事業者等からの提案により決定されます。自由度の高い提案ができるよう、導入条件は必要最小限に設定します。

なお、原則として以下に該当しないことを条件とします。

- ①広告掲載基準第5条に該当するもの
- ②施設の設置目的を誤認させるおそれのあるもの
- ③一般的に浜松市外の地域を連想させるもの

各施設の設置目的や利用状況、施設設置時の経緯により、このほかに条件（必ず入れる単語の指定、施設の運営に支障をきたす恐れのあるものの制限等）を示す場合があります。

（3）契約料等

契約料等の条件（最低金額等）は、対象となる施設等の規模・利用者数・参加者数・地理的要件等により、広告効果を総合的に勘案し、施設ごとに設定します。施

設所管課等は、契約料等の妥当性及び使途が明確となるよう、財政部局と協議し、設定します。また、金銭に限らず、金額換算ができる役務の提供や物品の提供等とすることも可能です。

(4) 契約期間

契約期間は、原則として3年以上としますが、施設の改修等の予定や、大規模な催しの予定、指定管理者制度導入施設でのネーミングライツ導入による指定管理者への影響等、各施設の状況を考慮して定めます。

下限や上限等の条件を募集要項で示し、提案で決定することも可能です。

第3 ネーミングライツパートナーの募集

1 応募資格

ネーミングライツに応募可能な民間事業者等は、法人格を有する団体で、ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び責任を持って安定的に実施することができる団体であることを条件とします。ただし、条件を満たす団体で構成する共同体は、法人格を有することを求めないものとします。

また、対象施設の管理運営や市民利用に支障をきたす可能性がある場合は、市は指定管理者と競合する団体や、特定の団体名が通称となることで市民利用を抑制する恐れがある業種等、特定の業種の応募資格を制限することがあります。

各施設の応募資格は、ネーミングライツパートナー募集時に募集要項に明示します。なお、原則として以下に該当しないことを条件とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- (2) 浜松市から入札参加停止の措置を受けている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）、暴力団員等と密接な関係を有する者、これらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人）となっている法人その他の団体に該当する者
- (4) 法人市民税等の租税公課を滞納している者
- (5) 広告掲載基準第4条に該当する者
- (6) 政治団体や宗教団体

2 募集

募集の方法については、次の通りです。

(1) 公表・募集期間

市の公式ホームページにて募集要項等を公表し募集します。募集期間は、原則、その年度内で2ヶ月以上の期間を定めて行うものとします。募集については報道発表等により、広報に努めます。

(2) 募集形式

ネーミングライツパートナーを公募する際は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定します。

(3) 応募書類

施設特定型の応募書類は原則として様式 1～3 を用いるものとし、応募者に関する情報のほか、希望する契約料と契約期間、施設の魅力向上や地域貢献・地域活性化につながる事業者の取組の提案等を記載するものとします。応募書類提出後、市が必要と判断した場合には、決算書類等の追加提出を求めることができます。

なお、応募内容については、3 (4) 市民等への報告、第 4 の 4 結果の公表に記載の内容のみ公表します。ただし、浜松市情報公開条例等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報を除き、原則公開又は公表するものとします。

(4) 選定会議の設置

募集施設ごとに施設所管部長を委員長とする選定会議を設置します。選定会議では、公募を行う前に、募集に関する事項（募集要項、選定基準等）を審査します。

(5) 応募に要する経費

応募に要する経費は、応募する民間事業者等の負担とします。

3 審査・決定

審査・決定の手続きは、次の通りです。

(1) 選定基準

様式 4 を参考に、募集施設ごとに選定会議で審議して選定基準を定め、公募の際に公開します。

(2) 広告審査委員会での審査

広告掲載要綱（平成 18 年施行）に基づき、市有資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することの視点から、応募内容について浜松市広告審査委員会で審査します。

(3) 選定会議での評価

選定会議にて、応募書類を選定基準に基づいて総合的に評価し、優先交渉権者を特定します。選定会議では、必要に応じて応募者にヒアリングを行うことができます。選定会議後、市は、優先交渉権者及び優先交渉権者として特定しなかった応募者に対し、結果通知書により結果を通知するものとします。

(4) 市民等への報告

施設所管課等は、市の公式ホームページや報道発表等により、優先交渉権者及びその提案について、市民等に報告します。なお、必要に応じて、応募者数、評価結果を報告することがありますが、優先交渉権者以外の応募者の名称等については公表しないこととします。

(5) ネーミングライツパートナー及び通称の決定

市は、審査の内容・結果を踏まえ、優先交渉権者と協議を行い、ネーミングライツパートナーを決定します。なお、優先交渉権者と協議が整わない場合、次順位者を新たな優先交渉権者として協議を行い、契約締結の手続きを行うことができるものとします。

第4 ネーミングライツパートナーとの契約

1 契約期間

契約期間は、募集要項で定めた期間もしくは提案された期間とします。契約期間内は利用者等の混乱を避けるため、原則として通称の変更はできません。社名変更などやむを得ない事情が発生した場合は、市と協議を行います。

2 契約締結・更新

契約は、協議により契約条件について合意に達した上で締結します。

また、ネーミングライツパートナーは、契約書に定められた期間に、契約の更新を申し入れることにより、次回契約期間に関して優先的に交渉することができるものとします。ただし、市は契約更新の申し入れ期間の前に他団体からの問合せの有無や競合性の調査による競合可能性の把握や契約条件の見直し等により、次期ネーミングライツパートナーについて公募を行うことが適当と判断した場合、又は契約更新の申し入れが無かった場合、申し入れがあっても交渉が整わない場合には、契約を更新せず公募を行うことができます。なお、契約期間満了後に対象施設のネーミングライツ導入を終了することが決定している場合は、ネーミングライツパートナーからの申し入れの有無にかかわらず、契約の更新を行わないことができます。

契約期間満了時の流れは、「別紙2 ネーミングライツ契約期間満了時の基本フロー」を参考にしてください。

3 通称への表示変更に係る費用の負担

(1) サイン等の表示変更

ネーミングライツ導入時または通称変更時には、施設等の内外に通称を表示する看板や案内、道路標識等（以下、「サイン等」とします。）の新設や表示変更の改修を行います。募集要項等で指定した箇所以外にも、関係機関等と協議の上、協力可能な範囲でサイン等を設置することが可能です。これらのサイン等の新設や改修に係る費用については、契約料等とは別に、原則、ネーミングライツパートナーが負担するものとします。

(2) 印刷物やホームページ等の表示変更

印刷物やホームページ等の表示変更に係る費用については、原則、ネーミングライツパートナーが負担します。ただし、市が発行する観光パンフレット等を新規に作成する場合や、市のホームページ、施設予約システム「まっぽっくり」等の表示変更についての費用は、市が負担します。

(3) 契約期間満了時の現状回復

契約期間満了時は、契約を更新する場合及び市が不要と判断した場合を除き、ネーミングライツパートナーの責任と費用負担により、サイン等の施設名称への改修又は除却を行います。

(4) その他

募集要項で定めていない内容等は、契約締結までに、市とネーミングライツパートナーで協議し、取り決めます。また、指定管理者制度導入施設においては、指定管理者も含む三者による協議となります。

4 結果の公表

今後もネーミングライツを促進していくため、契約に至った応募・提案内容について、原則として以下のものを公表し、報道機関やホームページ等を通じて、PRを行うよう努めます。なお、契約に至らなかった応募・提案については、公表は行いません。

- ① ネーミングライツパートナー名
- ② 通称
- ③ 契約料等
- ④ 契約期間
- ⑤ 応募趣旨や地域貢献等の内容等

5 契約料等の納付

ネーミングライツパートナーは、契約期間中にわたり各年度に契約料を納付します。なお、納付された契約料等については、原則、返還しません。ただし、ネーミングライツパートナーの責めに帰することができない事由により契約の解除に至った場合には、契約期間の残期間に相当する契約料等を返還します。また、施設が長期にわたり使用不可能となる場合、契約料の減額または返還を行う場合があります。

6 ネーミングライツパートナーの取消・契約解除

ネーミングライツパートナー決定後及び契約締結後に、応募資格要件を欠くことが判明した場合や、民間事業者及びその従業員等の社会的信用を損なう行為により当施設のイメージが損なわれる恐れがある場合など、ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められるときは、市は、ネーミングライツパートナー決定の取消及び契約の解除ができるものとします。その場合、原状回復に必要な費用等は、当該民間事業者等が負担するものとします。

なお、市の事情や市の責による契約の内容に適合しない事由の発生により、ネーミングライツの維持が困難となり、契約を解除した場合についての原状回復に必要な費

用は、市が負担するものとします。

第5 その他

本ガイドラインは、ネーミングライツの運用状況及びその他の状況等を考慮し、適宜見直しを行います。

第6 施行期日

平成29年12月1日より施行

- ・第1回改訂 平成31年4月1日施行
- ・第2回改訂 令和3年4月1日施行
- ・第3回改訂 令和4年10月1日施行
- ・第4回改訂 令和6年3月25日施行
- ・第5回改訂 令和7年11月13日施行

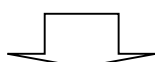
別紙 1 ネーミングライツ導入手続きの基本フロー

(1) 施設特定型

対象施設の選定



市民等への説明会等（任意）



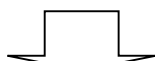
導入条件の決定
（選定会議での審議）



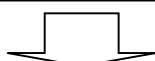
ネーミングライツパートナーの
募集



広告審査委員会による審査



選定会議による審査



優先交渉権者の決定



関係者及び市民等への報告



ネーミングライツパートナーの決定及び契約締結



市民等への周知



通称の使用開始

(2) 提案型

民間事業者等からの事前相談



提案書の受付



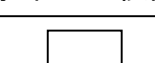
事業化への可能性の検討



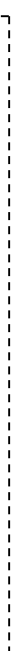
発案・提案型官民連携制度推進会議
による審査



事業化の検討

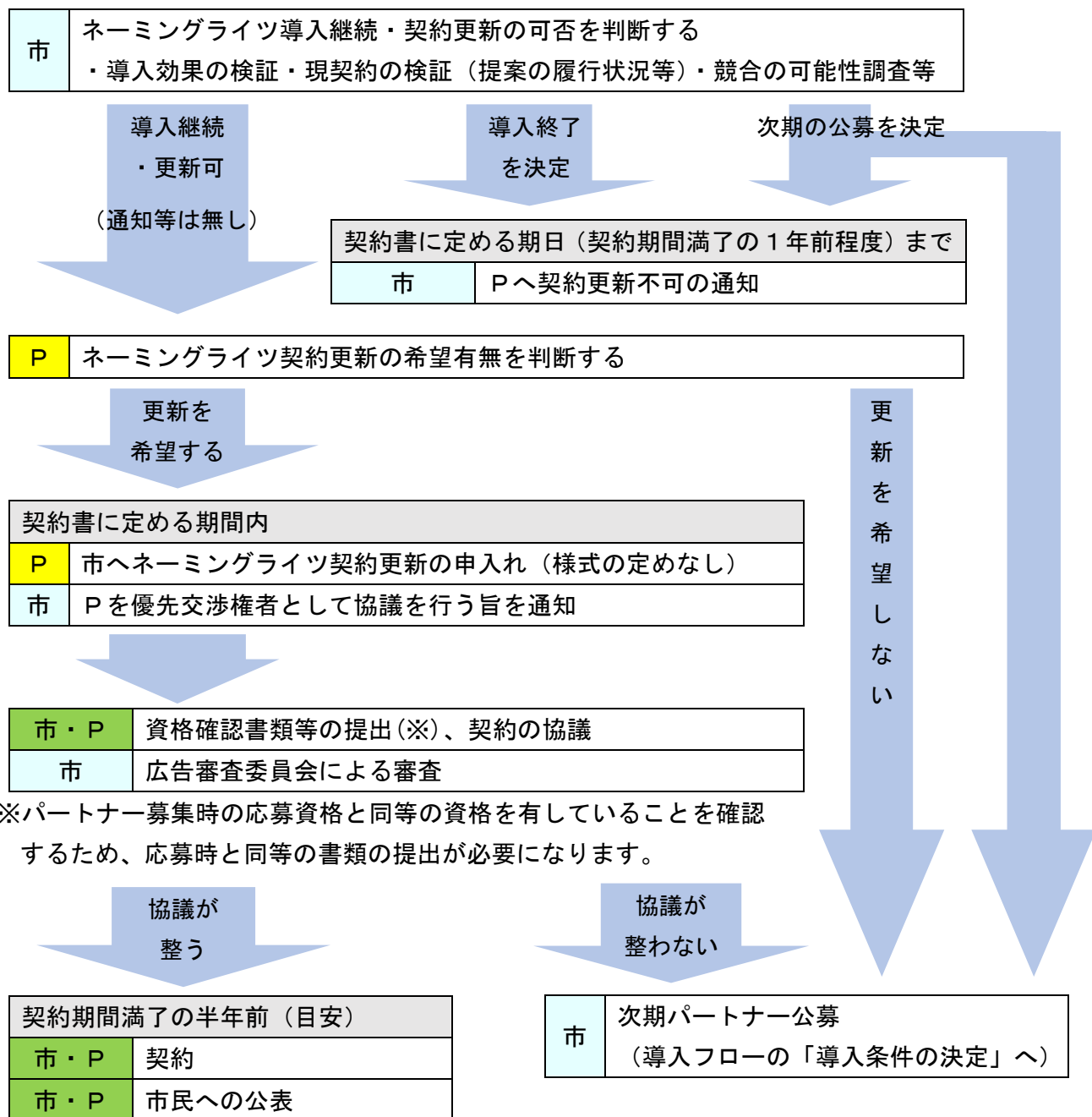


事業化の決定



別紙2 ネーミングライツ契約期間満了時の基本フロー

※市…浜松市、P…ネーミングライツパートナー



浜松市長 あて

所在地：

名称：

代表者職氏名：

浜松市ネーミングライツ応募申込書

以下のとおり、【 】に対するネーミングライツに応募します。

なお、募集要項に定める応募資格を満たしていることを誓約します。

導入する施設の名称	
応募趣旨	
希望する通称 (英文名)	
応募契約料等 (年額)	年額 円 (消費税及び地方消費税を除く)
希望契約期間	年間 (年 月 日～ 年 月 日)
施設の魅力向上や地域貢献・地域活性化につながる事業者による取組の提案	
担当部署	
担当者の職名及び氏名	
担当者連絡先 (TEL・E-mail)	

*様式 1 ～様式 3 以外に提出する添付書類

- ・ 登記事項証明書 (商業・法人登記簿謄本)
- ・ 納税証明書
 - ①直近 2 年間の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その 3 の 3」
 - ②直近 2 年間の法人事業税の納税証明書
- ・ 過去 3 年間の貸借対照表、損益計算書 (収支計算書) など、経営状況のわかるもの
- ・ 共同事業体の場合は、構成員、責任の範囲等を定めた協定書等 (様式の定めなし)
- ・ 役員名簿
- ・ 新設・変更したい看板の設置位置、デザイン、形状等の図面 (様式の定めなし)

(ふりがな) 団体名称		
代 表 者	役職名 (ふりがな) 氏 名	
団体の種類	1 企業 2 社団・財団法人 3 NPO法人 4 その他（ ）	
所在地	〒	
連絡先	TEL	
	FAX	
	E-mail	
団体設立年月日		
資本金等		
社員・会員数		
主な事業・ 活動内容		
地域貢献や文化 事業等の社会貢献 事業の実績		

※団体（企業）の概要、設立趣旨、事業内容、事業実績等の概要がわかる別紙（様式の定めなし）又はパンフレット等を添付してください。

(あて先) 浜松市長

申請者 所 在 地

(フリガナ)

名 称

代表者職氏名

(署名又は記名押印)

誓約書及び同意書

〇〇(施設名) ネーミングライツ募集への参加にあたり、下記事項について誓約及び同意します。

記

1 誓約する内容

(1) 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者
- ・自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に危害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- ・上記3点に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。)となっている又は経営に実質的に関与している法人その他の団体

(2) 提案する事業に関連する委託契約又は資材・原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が(1)の各号に該当しないことを確認します。また、相手方が(1)の各号に該当した場合、この提案する事業から排除します。

(3) 暴力団を排除するため、必要な場合に浜松市が静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾し、役員名簿等の情報提供の要請があった場合には直ちに応じます。

2 同意する内容

浜松市ネーミングライツ導入に関するガイドライン第3の1を満たすことを確認するため、浜松市〇〇部〇〇課が浜松市税の納付又は納入状況について、浜松市財務部収納対策課へ照会することに同意します。

法人番号(13桁)													
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※法人番号指定通知書等に記載のある法人番号を記入すること

ネーミングライツ選定基準表（例）

※施設ごとに項目・配点について審議し、定める

評価事項	評価項目	配点
Ⅰ 提案された通称の 妥当性 （25 点）	① 市民等に親しみやすく、呼びやすい通称であるかどうか。	15 点
	② 通称が施設のイメージと合致しているか。	10 点
Ⅱ 応募団体の妥当性、 経営状況等 （25 点）	① 団体の経営状況は安定しているか。契約を履行する能力があるか。	15 点
	② コンプライアンスを遵守し、社会的信用のある団体か。	10 点
Ⅲ 地域、施設関連事業 への貢献実績 （15 点）	① 施設の設置目的に関連した事業への貢献実績、地域活動等の有無。	15 点
Ⅳ 提案された契約料 等、期間等の妥当性 （25 点）	① 提示された契約料等は、市が提示した最低希望金額以上であり、市の財源創出や施設の運営状況の向上に資するものとして妥当か。	15 点
	② 提示された契約希望期間は、妥当な期間か。	5 点
Ⅴ その他提案 （10 点）	① ネーミングライツとは別に施設の価値が向上する提案があるか。地域の貢献事業の提案があるか。	15 点
計（満点）		100 点

選定評価基準点

評価項目ごとに評価を行い、配点に以下の乗率を乗じて点数を算出する。

評価項目	評価	A	B	C	D	E
	乗率	100%	80%	60%	40%	20%
Ⅳ①以外	評価 基準	特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分
Ⅱ②		適正				不適正
Ⅳ①		特に優れている	優れている	最低希望金額より少し優れている	最低希望金額より僅かに優れている	最低希望金額程度

【審査について】

- ・ 全委員の平均点を算出し、最高得点の団体等が優先交渉権者となります。
- ・ 合計が30点に満たない場合または各評価項目（Ⅳ①、Ⅴを除く）について過半数の委員が同じ項目でE評価した場合は失格とします。